

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2024-002 事件

競技者氏名： 前野 考紀

競技種目： 水球競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2026年2月16日  
日本アンチ・ドーピング規律パネル  
副委員長 山内 貴博

山内 貴博

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネル（以下「本件パネル」という。）は、2026年1月27日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2026年2月16日

山内 貴博 山内 貴博

金子 晴香 金子 晴香

山田 永子 山田 永子

### 記

#### 〔決定〕

- ・ 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.10 項に従い、検体採取の日である 2024 年 10 月 14 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 11 月 21 日までに獲得された競技者のすべての成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項及び同 10.6.1.1 項により、2024 年 11 月 21 日より 18 ヶ月間の資格停止とする。

〔理 由〕

1. 本件は、後述するとおり、本件の競技者（以下「本件競技者」という。）に対して公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が実施した競技会（時）検査（以下「本件検査」という。）において、本件競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、本件競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本水泳連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
2. 本件における手続経過の骨子は以下のとおりである。

検体が採取された日： 2024 年 10 月 14 日（以下「本件検体採取日」という。）  
検査が行われた日時： 2024 年 10 月 14 日 16 時 33 分から 17 時 40 分  
（以下「本件検査日時」という。）  
検出された物質： Tulobuterol/ツロブテロール（以下「本件検出物質」という。）  
暫定的資格停止が本件競技者に通知された日：  
2024 年 11 月 21 日（以下「本件暫定的資格停止通知日」という。）
3. 本件検査日時に実施された競技会（時）検査において、本件競技者の尿検体から本件検出物質が検出されたが、これは、2024 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3. ベータ 2 作用薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求しなかったため、B 検体の分析は実施されなかった。また、本件競技者は、遡及的 TUE の申請は行わず、本聴聞会（暫定聴聞会を含む。）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関して特段争わなかった。
4. そこで、本件においては、本件競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）及び同 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反が認められ、同 10.10 項に基づき、本件検体採取日から本件暫定的資格停止通知日までに獲得された本件競技者のすべての成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
5. 本件検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当する。特定物質の摂取事案においては、原則的な資格停止期間は 2 年間であり（本規程 10.2.2 項）、JADA が、当該アンチ・ドーピング規則違反が「意図的」であったことを立証できた場合に限って、基礎となる資格停止期間が 4 年間となる（本規程 10.2.1.2 項）。JADA は、本聴聞会において、本件検出物質の使用が「意図的」であったとは主張・立証しないと述べたため、原則的な資格停止期間は 2 年間となる。
6. そこで進んで、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての本件競技者の過誤又は過失の存否及びその程度が問題となる。本件競技者は、過誤・過失の程度は重大ではなく、資格停止期間は最大でも 6 ヶ月から 1 年が妥当であると主張し、その理由として、概要以下のとおり主張し、証拠として、書証並びに本件競技者本人、監督、強化部長及びトレーナーの証人尋問を行った。

① 2024 年 10 月 9 日、喘息症状を抑えるために知人から「ツロブテロールテープ 2mg 『YP』」（以下「本件テープ」という。）2 枚を受け取り、そのうち 1 枚を使用した。これ以外にツロブテロールを含む薬や食品を摂取したことがないことから、本件テープが陽性判定の原因として考えられる（なお、本件競技者は、当初、知人から受け取った本

件テープは、知人のお薬手帳の記載を根拠として2022年3月14日に医師から処方されたものであると主張した。これに対しJADAは、本件テープの「有効期間」は2年間であり、本件競技者が提出した本件テープの写真に写っていた「使用期限 2025, 10」との記載と整合しないと指摘した。本件競技者は、JADAの当該指摘を受けて再調査したところ、知人のお薬手帳に記載されていなかった受診歴に基づき、本件テープを処方されたのは2024年4月30日であったと主張を変更したが、JADAは、本聴聞会において、陽性判定の原因については、これ以上争わないと述べた。

- ② 本件競技者は、アンチ・ドーピングに関する理解として、「アスリートは自分の体内に入れるもの全てに責任を持つ」という考えのもと、体内に入る方法としては、薬やサプリメント、食事、飲み物など口から入るものに限られるという認識を持っており、貼り薬については、ドーピング違反にはならない(禁止物質が体内に侵入することはない)と考えていた。そのため、本件テープを使用するに当たって、特に含有成分などを調べることなく用いており、検体採取の際も、本件テープを使用したことを正直に申告している。しかし、禁止物質は経口摂取だけでなく、皮膚からも体内に取り込まれることがあること、したがっていわゆる貼り薬を使用する際にも注意を要することは一般的に知られているところであり、この点において、過誤・過失があったと指摘されても仕方がない。
- ③ しかし、本件競技者が本件テープを用いたのは、寝付けないほど息苦しいという喘息の症状を抑えるためにやむなく使用したもの、すなわち治療目的で使用したものであって、競技力向上の目的は全くなかった。本件テープの効果(血清中ツロブテロール濃度)は、一般に、48時間でほぼ消失するとされており、使用後に本件競技者が出場した日本選手権の初日まで3日空いていたことからすれば、実際にも競技力の向上に繋がったとはいえない。
- ④ 本件競技者は、「アスリートは自分の体内に入れるもの全てに責任を持つ」という理解のもと、口から入るものについては日頃から注意を払っている。過去には、小児ぜんそくの治療のために医師の治療を受け、貼り薬を処方された経験もあるが、近年は、病院はできるだけ受診せず、市販薬やサプリメントも一切用いていなかった。
- ⑤ 本件競技者は、競技歴が10年以上と長く、過去に日本代表や強化指定選手に選出された経験があるとはいえ、日本代表や日本代表合宿に参加するレベルとなったのは大学に入学してからのことであり、ドーピング検査を受けたことは今回が初めてのことであった。
- ⑥ 本件競技者は、過去に1回、2023年11月にJADAによるアンチ・ドーピング研修を受講したが、その際に貼り薬に注意することについてレクチャーされたとの認識はない。当該研修の他に、所属していた大学や現在の社会人チームにてアンチ・ドーピング研修を受講する機会は無かった。
- ⑦ 医師から自らが処方されたものではないツロブテロールテープを使用してアンチ・ドーピング規則違反に問われた先例において、資格停止期間は以下のとおりとされている。これらの事例との均衡という観点も十分に考慮すべきである。
  - (a) JADDP2014-007 事件 喘息の症状を一時的に緩和させる目的で応急的に競技者の長男が処方されていたホクナリンテープを使用した事案につき、資格停止期間3ヶ月。
  - (b) JADDP2019-003 事件 競技者の母親が、母親自らが処方を受けて所持していたホクナリンテープを、競技者専用のボックスに入れたところ、競技者が、母親が勝手にボックスに入れたことに気づかず、当該ホクナリンテープを使用した事案につき、資格停止期間10ヶ月。
- ⑧ 本件競技者は、チームメイトや監督、スタッフ、スポンサーの方々からも、その人柄や

競技に対する真摯な姿勢から信頼されているアスリートである。

7. これに対し JADA は、⑦(a)の先例については、現在の規程よりも 2 世代前の規程の下での事案であること、(b)の事案は、当該ボックスは競技者において禁止物質が含まれていないことを確認した薬のみを入れていた専用のボックスであったことから、競技者がホクナリテープには禁止物質が含まれていないものと考えたことについて不合理とまではいえない事情が存在していたことを指摘し、本件の参考にはならないと主張した。他方で、JADA は、以下の先例を挙げた。

(c) JSAA-DP-2024-001 高校や大学で競技活動を行っていたにとどまり日本代表に選出されたことはない競技者が、医師から処方されたホクナリテープについて、禁止物質が含まれているかどうか確認を行わずに漫然とこれを使用したという事案につき、資格停止期間 14 ヶ月。

そして、JADA は、日本代表や強化指定選手に選任されたこともある代表レベルの選手に関する本件は、上記先例(c)よりも過誤・過失の程度が軽いということではできず、資格停止期間は 14 ヶ月から 2 年の間が妥当であると主張した。

8. 以上の攻防を踏まえ、本件パネルは以下のとおり判断する。まず、貼り薬はドーピング違反にはならないとの本件競技者の認識は完全な誤りであるし、過去に小児ぜんそくの治療薬として貼り薬を処方された経験があることからすれば、本件競技者は、ぜんそくの治療薬である本件テープを使用すれば禁止物質が体内に入る可能性を容易に認識できたといわざるをえない。また、競技団体や所属チームによるアンチ・ドーピング教育が、女子選手や男子青少年に注力されていた結果、本件競技者が属する男子成年選手というカテゴリーの選手群に対するアンチ・ドーピング教育が必ずしも十分になされておらず、その結果、本件競技者も、過去にアンチ・ドーピング研修をわずか 1 回しか受けていないという事情はある。しかし、競技者は、自らアンチ・ドーピングの知識を習得すべきであり、本件競技者も、アンチ・ドーピングに関する理解として、「アスリートは自分の体内に入れるもの全てに責任を持つ」という正しい考えを有していた。このことからすれば、本件競技者につき、重大な過誤又は過失がないとはいえず、資格停止期間は原則通り 2 年間とするとの結論が妥当とも思われる。

しかし、本件パネルは、過去の先例との均衡を考慮すべきとの両当事者の主張、特に JADA が、上記先例(c)を踏まえ資格停止期間は 14 ヶ月から 2 年の間が妥当であると主張していること、その他の事情を考慮した上で、本規程 10.2.2 項及び同 10.6.1.1 項の定めに基づき、資格停止期間は 18 ヶ月間とする。

9. 本件では、JADA 担当者による 2024 年 11 月 21 日の通知以降、本決定に至るまで、本規程 7.4.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては 2026 年 1 月 27 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.13.2.1 項により、本件競技者は、最終的に課される資格停止期間から、上記の暫定的資格停止期間の控除を受けることになる。よって、本件競技者の資格停止期間の開始日は、本件暫定的資格停止通知日（2024 年 11 月 21 日）となる。
10. 以上より、上記の決定をするに至った。
11. なお、本件競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2-4-13 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以上